

「任意による IMO 加盟国監査スキーム」について

1. 概要

IMO のもとで、各加盟国の申し込みにより、加盟国(被監査国を除く)により構成される監査チームが IMO 条約等の実施体制についてチェックを行うもの。

2. 主な目的

- ・被監査国の IMO 条約等の実施パフォーマンスの向上
- ・被監査国に対する技術協力による支援の必要性の見極め

3. 監査対象条約

- ・ SOLAS 条約(海上人命安全条約)
- ・ MARPOL 条約(海洋汚染防止条約)
- ・ STCW 条約(船員の訓練・資格証明・当直基準条約)
- ・ LL 条約(満載喫水線に関する条約)
- ・ TONNAGE 条約(船舶のトン数測度に関する条約)
- ・ COLREG 条約(衝突予防のための国際規則に関する条約)

4. 経緯

近年発生したタンカーによる大規模油流出事故等を契機とし、サブスタンダード船(国際条約の基準を満足しない船)の排除が世界的に喫緊の課題となっている。この背景として、旗国政府が自国籍船舶に対して国際基準を遵守するよう監視、監督する義務を十分に果たしていない現状が指摘されてきた。

IMO による旗国政府の条約の実施状況に対する監査制度の創設を我が国から提唱した結果、2003 年の第 23 回 IMO 総会で「任意による IMO 加盟国監査スキーム」として承認され、2006 年 9 月より監査が開始されている。

5. 我が国の対応

我が国は、同スキームの創設当初より主導的な役割を果たしてきたが、今後も同スキームの進展と実効性向上のために、その運用等においても積極的に貢献していくこととしている。

また、サブスタンダード船を排除していくためには、開発途上国の同スキームへの参加が必須であるとの認識から、任意の制度である同スキームの早期定着を促進することが重要である。

以上の観点から、我が国は、2006 年 3 月に IMO に対し監査受入の申込みを行い、本年 1 月 11 日に監査実施に関する IMO との間の合意文書である「協力のための覚書」を調印したところであり、同覚書の締結により監査を受入れることが決定した。